

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和59年2月及び同年3月
④ 昭和59年10月から同年12月まで
⑤ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、自分の将来のことを考え、A市役所で国民年金に加入し、3か月ごとに保険料を納めていた。B県に転居してからは半年ごとに保険料を納付していた。まじめに納付してきたので、申立期間についても納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間については、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、当該期間直前の昭和47年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料について、3か月分ごとに納付期限内に納付しているとともに、当該期間直後の48年4月から49年3月までの12か月分の国民年金保険料については、6か月分ごとに現年度納付していることが確認できることから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

⑤の申立期間については、申立人は、昭和59年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、61年3月ごろに、47年にA市で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、61年4月以降の国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を現年度納付している上、当該期間以降は、収入が安定してきた時期であるとしている。

また、申立人は、昭和61年4月以降の国民年金保険料を現年度納付すると

同時に、59年4月からの未納期間について、計画的に先詰めしながら過年度納付を2回行っているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、当該期間についても過年度納付したものとするのが自然である。

一方、①の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月以降に払い出されたことが推認され、その時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、44年当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

③の申立期間については、昭和59年5月に作成されたC市役所の国民年金収滞納一覧表では、資格喪失となっていることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われておらず、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人が59年4月から同年9月までの保険料を過年度納付した61年5月の時点では、当該期間は時効により納付できない期間である。

④の申立期間については、申立人は、昭和62年2月2日に、59年10月から60年3月までの6か月分の国民年金保険料をいったん過年度納付したものの、当該期間の国民年金保険料については、時効により納付できないことが判明したため、62年3月2日に、当該期間に係る国民年金保険料が還付されたことが記録されており、社会保険事務所の還付処理に不自然な点は無く、保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和39年4月からA市のB事業所に勤めており、20歳になったときに社長に勧められて国民年金に加入した。加入手続は社長がしてくれ、私の国民年金保険料は、給料から差し引いてもらい、社長と奥様と私の3人分を一緒に町内の集金人に納付してもらっていた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間については、3か月と短期間である上、当該期間の前後の期間は納付済みとなっているとともに、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする勤務先の会社の社長夫婦についても当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

一方、①の申立期間については、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続を勤務先の社長が行い、国民年金保険料は給料から差し引かれ、その社長が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月以降に払い出されていることが推認され、別の国民年金手帳番号が払い出されている事情も見当たらないことから、その時点では、申立期間のうち大部分の期間は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする社長の記憶は曖昧であるため、

国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、社長が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月21日から56年2月2日まで

私は、昭和50年4月1日から58年7月1日まで継続してA事業所に勤務しており、55年7月からB社での雇用になったことは知っていたが、申立期間が未加入となっていることは納得できない。当時の給料支払明細書があるので、同年7月21日から56年2月2日までの期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和55年7月21日にA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、56年2月2日にB社において資格取得していることが確認できる。

しかし、申立人は、雇用保険の記録及び事業主の証言から、A事業所に昭和50年4月1日から勤務していることが確認できるところ、同事業所の事務を受託するために、55年7月21日に同事業所の事業主の妻が代表者として設立したB社に移籍を命ぜられ、引き続き同事業所においてそれまで担当していた事務の業務を行っていたと主張しており、このことについては、同事業所の事業主及び同社代表者も認めている。

また、申立人の給与支払事務については、事業主からB社の期間も含めて、A事業所において行っている旨の証言を得られたところ、B社は昭和56年2月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が所持する給与支

払明細書によると、55年7月から56年2月までの期間において、同社名で厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人は55年7月21日から同社に在籍しながらA事業所において継続勤務し、かつ給与が支払われていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と主張しているが、申立人が所持する給料支払明細書においてB社として厚生年金保険料の控除が確認できることから、事業主は、申立人がA事業所を昭和55年7月21日に資格喪失した以後の期間については、同社の厚生年金保険被保険者として認識していながら、同日までに同社が厚生年金保険の適用事業所となる手続きを行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から56年1月までの保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び20年5月8日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を18年3月1日とし、資格喪失日を20年5月8日とすることが必要である。

なお、昭和18年3月から20年4月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月27日から20年5月10日まで
申立期間にA社で働いていたことは事実なので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、申立人が提出した表彰状及び申立人の詳細な記憶並びに申立人と出身地が同じで、同級生等である同僚3人の証言により推認でき、申立人と同時に入社し、勤務形態も同一であった同僚3人（前述の3人のうち2人は重複している。）は、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿に整理番号は付されておらず、労働者年金保険被保険者記号番号は順不同に割り当てられていることから、申立期間当時における同名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時のすべての労働者年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

また、申立人の勤務期間については、昭和18年3月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚から、申立人と同じ時期に入社したとの証言が得られ、申立人はその後、軍隊入隊のため、20年5月まで

同社に勤務したと申し立てており、同僚からも上記期間は申立人と一緒に同社で勤務していた旨の証言が得られた上、B村が発行した入隊に関する証明書の日付からは、入隊日が同年5月8日であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、申立人と同時に入社したとみられる同僚の記録及び入隊証明書の日付から、申立人が昭和18年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年5月8日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和18年3月から20年4月までの標準報酬月額については、申立人と同一の勤務形態であったとみられる同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び20年7月4日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を18年3月1日とし、資格喪失日を20年7月4日とすることが必要である。

なお、昭和18年3月から20年6月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月27日から20年6月ごろまで

私は、昭和18年1月27日付けでA社に入社し、召集を受ける20年6月ごろまで勤務していた。

私と同僚であるB氏は、同じ第7次徴用でA社に徴用され、召集時期及び召集先も同じであったので、入社、退社日はもちろん、仕事内容も同じだった。

同じように雇われ、同じように仕事をしていた同僚は、年金を受給することができ、私は年金を受給することができないというのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、申立人が提出した写真及び申立人の詳細な記憶並びに申立人と出身地が同じで、同級生等である同僚3人の証言により推認でき、申立人と同時に入社し、勤務形態も同一であった同僚3人（前述の3人のうち2人は重複している。）は、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿に整理番号は付されておらず、労働者年金保険被保険者記号番号は順不同に割り当てられていることから、申立期間当時にお

ける同名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時のすべての労働者年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

また、申立人の勤務期間及び勤務形態については、昭和18年3月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚（B氏）は、「申立人と同時に入社し、同時に退社した。」と証言しており、厚生労働省は、「申立人及びB氏は、海兵団に同日入隊しており、入隊前の職業は、2人とも工員であったと思われる。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、申立人と同時に入退社したとみられる同僚の記録から、申立人が昭和18年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年7月4日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和18年3月から20年6月までの標準報酬月額については、申立人と同一の勤務形態であったとみられる同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年8月ごろまで

昭和19年4月に国民徴用令に基づきA社に徴用され、同工場の寮に入居し、技師として勤務していた。途中で陸軍に入隊したが、当時の大企業は、軍隊に入隊しても社員の身分は継続してくれていたと記憶しており、同社の勤務の時期は無論、軍隊時代も含めて厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人に係る労働者年金保険の記号番号の記載は無いものの、申立人の氏名、生年月日、資格取得年月日及び標準報酬等級の記載があることから、申立人が同社に昭和19年4月3日から在籍していたことが確認でき、このことは申立内容とおおむね一致している。

また、上記名簿には、申立人を始め、資格喪失日の記載が無い者が多数見られるが、社会保険庁の記録から、いずれもA社が適用事業所でなくなった昭和20年9月15日を資格喪失日としていること及び申立人は、20年9月ごろに退職金の請求を行ったと申し立てていることから、申立人についてもこのころに資格喪失したものと推認できる。

さらに、申立人は、当時の職種は技師であったと主張しており、労働者年金保険被保険者資格の資格要件を満たすものである上、上記名簿から、申立人について、事業主が社会保険事務所に対して労働者年金保険被保険者とし

て届け出ていたことが推認される。

加えて、上記名簿には、申立人以外にも労働者年金保険記号番号の記載が無いものが多数見られるが、これらの者のうち、昭和 58 年 12 月に社会保険事務所が厚生年金保険被保険者記号番号を付番し、申立人と同様に資格喪失日の記載は無いが、19 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 15 日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めた者がいることが確認でき、申立期間当時、社会保険事務所が記録管理を適切に行っていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、A社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 19 年 4 月 3 日に取得し、20 年 9 月 15 日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から 40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から51年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和50年12月ごろ、自宅に集金に来たA市役所の職員を通じて一括納付したので、未納及び申請免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月19日以降に払い出されているものと推認され、その時点では、特例納付の実施期間ではないため特例納付を行うことができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金保険料を一括納付したとする50年12月当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を一括納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人が一括納付したとする金額は、第2回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なっており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、第2回特例納付では納付できない期間も含まれており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 51 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 50 年 12 月ごろ、自宅に集金に来た A 市役所の職員を通じて一括納付したので、未納及び申請免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 10 月に払い出されているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとする 50 年 12 月より後の 51 年 1 月 19 日以降にも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、仮に、先に払い出された国民年金手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を一括納付したとすると、納付直後新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、51 年 1 月以降に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付の実施期間ではないため特例納付を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人が一括納付したとする金額は、第 2 回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なっており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、第 2 回特例納付では納付できない期間も含まれており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 19 日から 39 年 12 月 30 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 7 日から 47 年 2 月 17 日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、③の申立期間に係る事業所の資格喪失日である昭和 47 年 2 月 17 日の約 7 か月後に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた申立人に係る記録を、同年 3 月に統合処理した事跡や、統合後の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人の旧姓からの氏名変更及び生年月日訂正届の処理事跡も残されており、これらの処理は、厚生年金保険被保険者記号番号の統合処理を行った後に行われた可能性が高いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所においては、請求者からの申出が無い限り、氏名及び生年月日の異なる別番号で管理されていた厚生年金保険被保険者記録を同一人の被保険者記録として把握することは困難であったものと考えられ、①の申立期間と②及び③の申立期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることから、申立人の関与が無ければ、脱退手当金の請求はできなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」と推認される表

示が記載されているとともに、申立人に聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から29年4月20日まで
昭和22年8月1日から29年4月20日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年4月20日にA社を退職しており、申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から10か月後に支給決定され、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載された受給資格者4人全員が脱退手当金を受給している上、その4人のうち3人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から41年2月1日まで

申立期間は、A社B支社及び同社C営業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったが、社会保険庁の記録では昭和41年6月21日に脱退手当金を支給されたこととされている。

私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同時期にA社C営業所を退職した女性14人のうち7人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち4人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、このうち支給記録のある女性1人は、脱退手当金を受給するのが一般的だったと証言しており、脱退手当金の支給について事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人の申立内容を確認しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

平成 19 年 12 月 10 日付けの被保険者記録照会の回答で、A 社の記録が無い旨の回答をもらった。昭和 24 年 4 月に同社に就職し、同年 10 月まで勤務していた。当時の給与明細書等の保険料控除の事実を示す書類は無いが、正社員としての採用であり勤めていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社の事業主に、申立人の厚生年金保険に係る届出等について照会したが、当該事業主は書類の保存期間を経過しているため不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い上、申立人は同僚 3 人の姓を挙げているが、同名簿では確認できず、その他の同僚についても確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。